

報酬改定等について

障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について(平成26年4月)

＜報酬本体の改定＞

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当を行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

＜報酬改定による国庫負担基準額の対応＞

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

＜報酬改定の方法について＞

- 基本報酬単位への上乗せ
消費税影響分を適切に手当するため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。
- 加算の取扱い
各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数
 $= [[\text{基本報酬単位上乗せ率}] + [\text{加算に係る上乗せ率}]] \times \text{現行報酬単位数}$

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

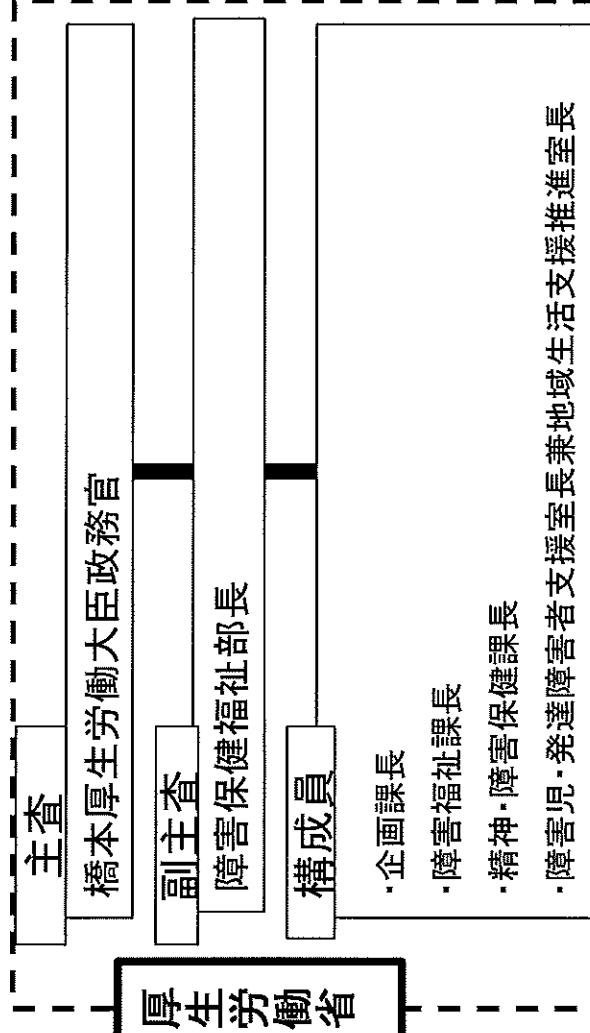
障害福祉サービス等に係る報酬について、平成27年度報酬改定に向けた「客観性・透明性の向上」を図りつつ検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー

井出 健二郎	和光大学教授
沖倉 智美	大正大学教授
野沢 和弘	毎日新聞論説委員
萩原 利昌	川崎市障害保健福祉部長
平野 方紹	立教大学教授
	(敬称略、50音順)

※主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。



【検討スケジュール】

平成26年

6月～12月： 関係者からのヒアリング、報酬改定に向けた議論（月1～3回程度実施）

※必要に応じて議論の状況を障害者部会に報告

予算編成過程で改定率セミナー

平成27年1月： 平成27年度報酬改定の概要を障害者部会に報告
3月： 告示公布、関係通知発出
4月： 施行

障害福祉従事者の処遇改善を取り巻く状況

福祉・介護分野の平均賃金は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、福祉・介護職員は、勤続年数が短く（半分弱）、その処遇を改善するために以下のような法律の制定や附帯決議がなされている状況にある。

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 附帯決議
(法律第83号、閣法、平成26年6月25日 公布)

介護・障害福祉従事者的人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たっては、早期に検討を進め、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。

○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律
(法律第97号、議法、平成26年6月27 公布)

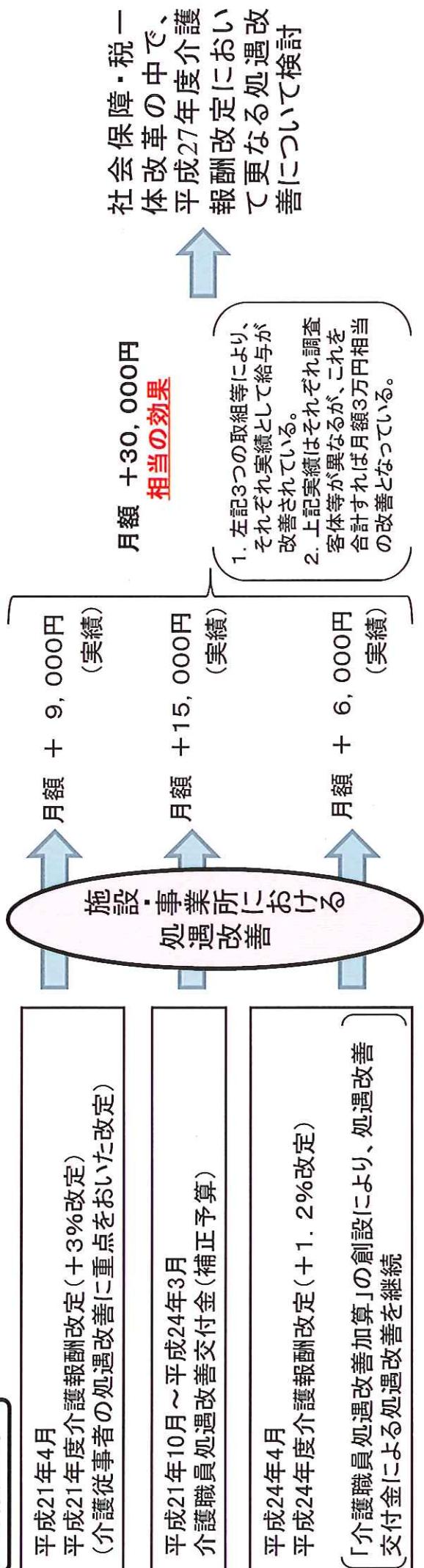
政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの人に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るために、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律 附帯決議
(法律第97号、議法、平成26年6月27 公布)

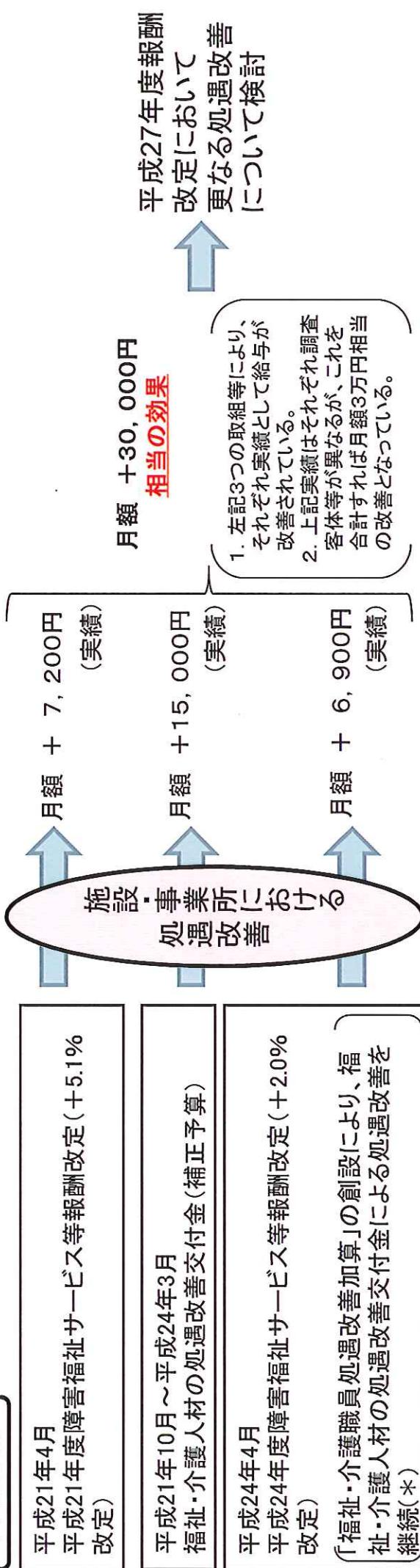
- 一 介護・障害福祉従事者の処遇の改善に資するための施策に有効な措置を含め、幅広く検討すること。
- 二 介護・障害福祉従事者の賃金水準を検討するに当たっては、その処遇及び労働環境等について、正確な実態把握に努めること。
- 三 今後増大する介護の需要に応するに当たっては、介護従事者の安定的な人數の確保と併せて、人材の質の確保に努めること。

(参考)介護・障害分野の職員の処遇改善についてこれまでの取組

介護分野



障害分野



* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の「福祉・介護職員処遇改善特別加算」(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。

平成26年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要

1. 調査の目的

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等について、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の施行状況を把握することを目的とする。

2. 調査対象

(1) 障害者サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、経過的生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援(障害者支援施設)、経過的施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、計画相談支援(地域移行支援)、地域相談支援(地域定着支援)

(2) 障害児サービス

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援

3. 調査の期日

平成26年4月1日

4. 調査事項

平成25年度における収支状況、従事者数、給与等を調査(一部、平成25年1年分)

各サービスの収支差率

サービスの種類	平成26年	平成23年	サービスの種類	平成26年	平成23年
全体	9.6%	9.7%	就労移行支援	16.8%	13.1%
居宅介護	9.4%	16.1%	就労継続支援A型	9.4%	12.4%
重度訪問介護	12.8%	13.7%	就労継続支援B型	10.1%	14.4%
同行援護	9.5%	—	計画相談支援	2.4%	(-1.0%)
行動援護	12.1%	6.8%	地域移行支援	2.2%	—
療養介護	12.9%	—	地域定着支援	1.0%	—
生活介護	13.4%	12.2%	福祉型障害児入所支援	9.7%	—
短期入所	8.7%	7.5%	医療型障害児入所支援	4.4%	—
共同生活介護	6.5%	14.6%	児童発達支援	4.7%	—
共同生活援助	3.2%	3.5%	医療型児童発達支援	1.1%	—
施設入所支援	4.6%	(11.5%)	放課後等デイサービス	14.5%	—
自立訓練(機能訓練)	5.6%	9.6%	保育所等訪問支援	0.9%	—
自立訓練(生活訓練)	9.6%	9.9%	障害児相談支援	3.3%	—

・施設入所支援のH23については障害者支援として集計、計画相談施設として相談支援のH23については相談支援の数値であるため参考数値。

・H23の療養介護については、有効回答数が極めて少ないので公表の対象外。

・同行援護、地域移行支援及び地域定着支援については、H23調査時点ではサービスが存在しない。

・障害児サービスについては、H24.4に現行のサービス体系に移行したため、比較可能なH23のデータはない。

障害福祉施策に関する最近の検討会の動き

障害者の地域生活の推進に関する検討会(平成25年7月～10月)

趣旨：平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、平成26年4月施行分とされている障害者の地域生活を支えるための事項について、その在り方にについて総合的に検討し、障害者が身近な地域において暮らすことのできる社会づくりを推進するための検討を行う。

検討事項

- ・ケアホームとグループホームの在り方
- ・重度訪問介護の対象拡大の在り方
- ・平成24年衆参両院の附帯決議における「居住支援等の在り方」についてなど

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的な方策に関する検討会(平成26年3月～)

※ 精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会から、平成26年3月改称

趣旨：改正精神保健福祉法に基づく精神障害者の医療に関する指針に係る検討会において、長期入院精神障害者の地域移行について、引き続きの検討課題とされたことを踏まえ、長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的な方策の在り方について検討を行う。

※ 平成25年12月まで、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針について検討、平成26年3月7日指針告示済

検討事項

- ・長期入院精神障害者の地域移行を更に進めるための、地域の受け皿作りの在り方等に係る具体的な方策に関する事項 など

障害児支援の在り方に関する検討会(平成26年1月～)

趣旨：平成24年4月施行の児童福祉法改正等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。その施行状況等を検証した上で、子ども・子育ての支援法の施行も踏まえた今後の障害児の在り方にについて検討を行う。

検討事項

- ・児童発達支援センターの役割
- ・その他障害児通所の在り方
- ・障害児入所支援の在り方 など